

令和8年上尾市教育委員会第1回臨時会 会議録

- 1 日 時 令和8年2月4日（水曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前10時30分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛
教育長職務代理者 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
委員 岩鉄由美
委員 湯本華奈子
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章
教育総務部次長 池田直隆
学校教育部長 瀧澤誠
学校教育部次長 島田栄一
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美
教育総務部 教育総務課長 杉木直也
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之
書記 教育総務課主幹 田村啓昭
教育総務課主幹 仲上直志
- 5 傍聴人 0人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 本臨時会の会議録署名委員の指名

日程第3 議案の審議

議案第7号 令和7年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第8号 令和8年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

議案第9号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について

日程第4 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和8年上尾市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。傍聴の申出はございますか。

(杉木直也 教育総務課長) 傍聴の申出はございません。

日程第2 本臨時会の会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 本臨時会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、小池委員をお願いいたします。

(小池智司 委員) はい。

日程第3 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第3 議案の審議」でございます。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は3件でございます。議案第7号から議案第9号までにつきましては、市議会に提出することとなる案件で、最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。それでは、ここからは、非公開の会議といたします。それでは、「議案第7号 令和7年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第7号につきましては、池田 教育総務部次長がご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務部次長) 議案第7号について、ご説明申し上げます。議案書と議案資料でご説明申し上げますので、ご用意をお願いいたします。恐れ入りますが、議案書、資料ともに1ページをお願いいたします。本議案は、市議会3月定例会に提出をする補正予算のうち、教育関係部分の補正予算について、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出るため、審議をお願いするものでございます。

議案書に記載のとおり、今回の3月補正予算の内容は、「歳入補正」と「歳出補正」、「繰越明許費」の3項目に係る補正でございます。最初に「歳入補正」について、ご説明いたします。議案資料の1ページをご覧くださいと存じます。上段の教育費国庫補助金でございます。資料右側の説明欄に記載のとおり、「学校施設環境改善交付金」を減額するものでございます。本交付金は、中学校の特別教室のエアコン整備に係る歳出予算に充当するものでございますが、今般、国から交付が見込まれる交付金の額が確定したことに伴い、当初の歳入予算との差額を減額補正するものでございます。

次に、2段目の「利子及び配当金」は、歳出の方でも記載がありますが、文化芸術振興基金の確定した預金利子を積み立てるものでございます。資料3段目の「雑入」は、資料記載のとおり、市民体育館のネーミングライツ料に係る収入となります。上尾市民体育館では、ネーミングライツ事業のパ

ートナーを公募し、昨年12月に「自動車精工株式会社」様との間で契約締結したところでございます。令和8年4月1日から、上尾市民体育館の愛称は「自動車精工上尾市民体育館」となるものでございます。

歳入の一番下段、「市債、教育債」でございます。右側の説明欄には4項目並んでおりますが、減額補正する「用地整備事業債」と「公民館施設改修事業債」については、市債を活用する事業費の確定に基づき、現計予算との差額を減額補正するものでございます。一方、増額補正となる1列目の「施設改修事業債」でございます。この市債は、特別教室のエアコン整備に係る費用に充当するものですが、先ほど、国庫補助金の部分で触れましたが、見込んでいた交付金が減額となることに伴い、替わる財源として起債を充てるものでございます。もう一つの3列目の「校舎等更新事業債」でございますが、こちらは上平中学校の校舎更新に係る費用に充てるものですが、起債の対象に含める事業費を追加することから、市債を増額するものでございます。歳入補正は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の方にお戻りいただきたいと存じます。1ページをお願いいたします。歳出補正については、教育費で総額1億6,746万3千円の減額補正を計上しております。議案書の3ページ、4ページにかけまして、各所属、事業毎の補正額を記載してございます。4ページ上段記載の、生涯学習課所管の文化芸術振興事業の積立金以外は、入札などによる事業費の確定に伴う予算残額の減額補正となります。歳出補正については、以上でございます。

最後に、繰越明許費の補正でございます。議案書の1ページにお戻りいただければと存じます。下段部分になりますが、「学校施設更新計画推進事業」について、9,169万2千円の予算の繰越を計上しております。繰越の理由でございますが、上平中学校南側の拡張用用地の売買契約に時間を要したことから、設計業務の工期を令和8年度末まで延長することはじめ、遅れに伴い、家屋の解体が遅れが生じ、引渡期日が令和8年度中となることから、今回、繰り越しを行うものでございます。補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 議案第7号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第7号 令和7年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第8号 令和8年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第8号につきましては、教育総務部関連につきましては、池田 教育総務部次長より、学校教育部関連につきましては、島田 学校教育部次長がご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務部次長) 議案書の5ページをお願いいたします。議案第8号について、ご説明申し上げます。こちらの議案は、令和8年度当初予算に係る議案となりますが、本件につきましても、市議会3月定例会に予算案を提出するに当たりまして、教育関係部分の予算について、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出るため、ご審議をお願いするものでございます。

9款教育費の令和8年度当初予算について、議案書では1歳入、2歳出、3債務負担行為の順に記載をしておりますが、説明に当たりましては、歳出、歳入、債務負担行為の順でご説明申し上げたいと存じます。

最初に歳出について、ご説明いたします。議案書5ページの下段をお願いいたします。令和8年度当初予算、9款教育費全体では、一番下段の行の記載となりますが、105億8,278万2千円で、前年度と比較すると27億6,487万4千円の増となっております。増減の要因については、議案書7ページ以降に事業別の増減を記載しておりますので、こちらに基づきまして、前年度と比較して、増減の大きいものを中心にご説明してまいります。議案書7ページをお願いいたします。最初に教育総務課所管分です。小中学校で事業が分かれておりますが、6と12の「管理運営事業」と、7と13の「コンピュータ整備事業」については、関連した要因となりますので、小中学校、まとめて説明させていただきます。

最初に事業番号6と12の「管理運営事業」でございます。6の小学校が、前年度比較で5億円以上の増加、一方、12の中学校は、約1億6,000万円の減少となっております。要因は2点、「エアコン設置」と「照明のLED化」でございます。大きな要因の一つ目、特別教室のエアコン設置に係る費用でございます。基本的には、全ての小・中学校を3分割して、設計、工事を進める工程としております。7年度は、中学校の特別教室へのエアコン工事を実施し完了しておりますので、令和8年度は、この工事費用が皆減となり、中学校費の減少要因となっております。

一方、小学校は、8年度から2期に分けて設計工事を進めてまいります。令和8年度予算としては、1期分の工事施工と、第2期分、令和9年度の工事になりますが、工事に向けた設計費用、合計約5億5,000万円を本年度新たに計上したことが要因となっているものでございます。また、もう一つの要因として挙げました、LED化でございます。こちらは小・中学校同時に進めておりますが、学校全体の全て照明器具について、LED化工事を進め、ほぼ完了している状況でございます。令和8年度からリース開始となることから、年間のリース料として、小中合計で約4,200万円を新たに計上しております。以上が、小・中学校管理運営事業の主な要因でございます。

続いて、7と13の「コンピュータ整備事業」でございます。小中ともに、対前年度比で減額となっておりますが、どちらも、本年度に整備した教職員が使用する校務用端末とChromebookの入替に係る設定費用の皆減によるものでございます。

続いて、9の「朝のこどもの居場所」運営事業でございます。こちらは新規事業として立ち上げるものでございます。働く親にとって、小学校入学と同時に、保育園時代の開始時間と小学校の登校時間に1時間程度のギャップが存在するいわゆる「朝の小1の壁」というものがあると言われております。この保護者が子どもより早く出勤しなければならない状況の中、朝の居場所の選択肢を作ることにより、保護者と子どもの不安解消を目指すもので、平日のおおよそ午前7時から登校時刻の開始までの間、保護者とともに登校した児童を、学校体育館において、委託業者が見守ることを想定したモデル事業を実施し、効果等を検証するものでございます。実施校は、上尾小学校を予定しており、時期は、第2学期からとし、教職員の働き方改革推進の観点からも、学校及び教職員に、新たな負担が生じることがない制度設計といたします。教育総務課は以上でございます。

続いて、新しい学校づくり推進室です。1の学校施設更新計画推進事業では、大変大きな予算増となっております。7年度から引き続く事業としては、3つの校舎等の施設更新を予定しております。1つは、太平中学校・平方東小学校において、更新設計の継続とプール施設の解体工事を実施いたします。2つ目、上平中学校では、現在進める学校敷地南側の拡張用用地の整備や体育館改築工事に伴う既存校舎の改修を進めてまいります。3つ目、西中学校についても、本年度に引き続き、校舎等の更新設計を行ってまいります。この他、8年度新たに、4つの学校において、校舎等の更新に向けて

設計業務に取り組む予定でございます。まず、学校全体の校舎等の更新を見据えた設計といたしましては、

上尾小学校と大石中学校において実施する予定でございます。また、長寿命化を図る改修工事の設計を、大石北小学校と大谷中学校において実施いたします。以上、学校施設の更新に係る費用といたしまして、令和8年度は、17億4,600万円の予算計上となっております。続きまして、2の「水泳指導委託事業」でございます。民間スイミングスクールでの水泳授業の実施校を7年度の12校から、8年度は、3校拡充をして15校において実施するものでございます。

次に、生涯学習課です。8ページをお願いします。13の「放課後子ども教室連携事業」でございます。本年度までは大石公民館、原市公民館において実施してきた事業でございますが、8年度からはこれらに加えて、学校施設を利用した放課後子ども教室の実施を予定しております。会場は、富士見小学校と芝川小学校での実施を予定しております。続きまして、16の「公民館管理運営事業」でございます。公民館施設の改修工事の施工予定が減少したことによる予算減となっております。生涯学習課は以上でございます。

次に、図書館所管分でございます。1の「図書館運営事業」が約3,500万円の減額となっております。大きな要因といたしましては、図書館システムの更改が7年度に完了したことに伴い、関連費用が皆減となったことが要因でございます。次に3の「図書館本館改修事業」でございます。本館改修工事については、7年度は基本設計を行っておりますが、8年度は実施設計に移り、9年度秋頃のリノベーション工事の開始を予定しております。他方で、まるひろ上尾SCに整備する仮本館は、令和8年度末の開所を予定しております。したがって、8年度予算には、仮本館の整備に係る工事の負担金として、約8億9,000万円のほか、本館改修工事の実施設計費用や仮本館移転に係る諸経費を計上したことにより、前年度と比較して大きな増加となったところでございます。図書館は以上でございます。

教育総務部、歳出の最後になりますが、スポーツ振興課です。9ページをお願いします。1の「スポーツ推進審議会運営事業」でございます。予算額が大きく減少しておりますが、本年度、改定を進めているスポーツ推進計画の策定支援業務が完了することに伴う費用が皆減となったことによるものでございます。続きまして、7の「屋外スポーツ施設管理運営事業」でございます。約4,400万円の大きな増となっております。要因としては2点挙げられます。一つが、平方野球場に新たにトイレを設置するための工事費、約3,600万円を計上しております。現在、平方野球場にはイベント等で設置される簡易トイレが2つ設置されているだけの状況でございましたので、利用者からの声を踏まえ、男女別、多目的トイレも併設した、RC造のトイレを設置する予定でございます。要因のもう一つが、こちらも新規となりますが、平方スポーツ広場、北地区の基本計画策定支援業務の委託料として、約500万円を計上しております。現在の平方スポーツ広場の多目的広場の北側には、令和3年度に買収を完了した土地、約11,000㎡がございます。しかし、当該土地の利用については、未決の状況でありましたので、令和8年度に、活用の指針となる基本計画を策定するための費用を新たに計上したものでございます。なお、当該土地のさらに北側には市が計画する（仮称）平方雨宮公園の整備が予定されており、今回の基本計画策定に当たっては、当該公園と一体となって整備を進めることを予定しているものでございます。以上、歳出予算のうち、教育総務部所管分のご説明でございました。

（島田栄一 学校教育部次長） それでは学校教育部所管の当初予算についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いします。前年度予算額と比較して、増減の大きい事業などを中心に説明させていただきます。

はじめに学務課分でございます。事業番号6の「スクールロイヤー活用事業」は、いじめなど学校の管理運営に係る諸問題に対し、法的観点からのアドバイスや、研修を行ってもらうためのスクールロイヤーを委託する経費でございます。事業番号7と事業番号9の「小・中学校就学援助費補助事業」は、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助費を支給する事業でございます。支給項目により、支給対象人数の増減があるものの、支給項目の単価上昇などにより、結果的に、小・中学校ともに増額となっております。事業番号8と事業番号10の「小・中学校特別支援教育就学奨励事業」は、市内小・中学校の特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のための経費の一部を支給する事業でございます。支給項目により、支給対象人数の増減があるものの、学校給食費の無償化等により、結果的に、小・中学校ともに減額となっております。事業番号11の「地域クラブ活動参加者支援事業」ですが、後にご説明いたしますが、指導課が所管する「中学校部活動地域展開推進事業」の一環となる事業となります。経済的に困窮する家庭に在籍する生徒が、「AGEO 地域クラブ」に入会し参加するにあたって、他の生徒と同様に豊かなスポーツ・体験活動ができるように、新たに、クラブ参加に要する費用を支援するものでございます。なお、支援対象が、生活保護受給者及び就学援助認定家庭の児童生徒となるため、学務課が連携して事業を行うものです。

次に、指導課分でございます。10ページをお願いします。事業番号4「指導方法改善事業」は、適切な教育課程の編成や実施、及び教員の指導方法を改善するため、各種教員研修会の開催や教師用指導資料の購入等を行う事業でございます。教師用指導書につきましては、教科書の改訂により、既に、令和6年度は小学校分、令和7年度は中学校分として購入しており、新たに購入する必要はなく、小・中学校ともに、学級数が増える分の購入にとどまることから、大きな減額となるものでございます。事業番号6「部活動地域展開推進事業」は、実証事業として実施していた中学校での休日の部活動の地域展開を令和8年8月から完全実施してまいります。事業費につきましては、主に休日の部活動地域展開に係る「AGEO 地域クラブ」を運営するための、AGEO地域クラブ統括コーディネーター業務委託費、上尾市英語クラブ外国人講師及びコーディネーター派遣業務委託費となり、増額となるものです。事業番号8の「児童生徒体力向上推進事業」でございますが、小・中学校の児童生徒の体力向上を目指し、小・中学校体育連盟の事業を補助するとともに、各学校における積極的な体力向上の取組を推進する事業でございます。今年度は、上尾運動公園陸上競技場が改修工事で使用できなかったことから計上していなかった小学生の陸上競技大会の送迎用バスの借上料を計上しております。事業番号11「いじめ対策等生徒指導推進事業」は、いじめの未然防止や解消を目的とした取り組みのほか、市全体でいじめの防止対策を推進する組織「いじめ問題対策連絡協議会」や、重大事態調査を行う組織「いじめ問題調査委員会」の運営などを推進する事業でございます。令和8年度は、上尾市いじめ問題再調査委員会から昨年10月27日に答申を受けた7項目の提言に対し、再発防止策の着実な実施について、「いじめ問題調査委員会」において、指導助言をいただくことも行っていく経費を増額しております。事業番号15「英語教育推進事業」でございますが、文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から英語活動を実施しております。そのため、小・中学校にALTを配置するとともに、小学生対象に「あげおEnglish Party」を開催し英語教育の充実を図る事業でございます。このALTを配置するための委託料の増額によるものでございます。

次に、教育センター分でございます。事業番号3「不登校対策事業」でございますが、不登校状態にある児童生徒に対し、よりよい成長と自立を促し、社会的自立を目指すため指導支援を行う学校適応指導教室を運営する事業でございます。学校適応指導教室は、現在、教育センター内、西側エリアに「分室おおやサテライト」を設置しておりますが、平成8年度から、新たに、原市小学校内に分室として「はらいちサテライト」を設置し、市内3か所で不登校児童生徒を支援できる環境を整備する

ための経費を増額しております。また、多様な学びの場としての「校内教育支援ルーム（SSR）」の支援員（SRT）については、今年度11人分の予算で運営してまいりましたが、来年度においては、33人で週4日、小・中学校の全校に配置できる予算を計上しております。なお、この支援員は、会計年度任用職員となるため、予算計上は、職員課扱いとなります。

次に、学校保健課分でございます。事業番号2「学校健康診断及び健康管理事業」は、内科・歯科などの定期健康診断や日常の健康観察を実施し、児童生徒の健康保持・増進を図る事業でございます。これは、児童生徒の心臓などの検査料金が値上がりしたため、増額となっております。次に、11ページをお願いします。事業番号10「学校給食費支援事業」は、要保護に準じて生活に困窮している準用保護児童生徒の保護者への支援を行う事業でございます。小学校児童分は、小学校給食の無償化により、また中学校生徒分は、市独自の支援を行うことから、準用保護児童生徒給食援助費を減額するものです。事業番号13「小学校給食管理運営事業」は、小学校給食の管理全般に関する事業ございまして、主な増額要因は、市が支払う賄材料費について、物価高騰の影響を想定し増額するためでございます。なお、小学校給食費でございますが、令和8年4月から「小学校給食費の抜本的な負担軽減」、いわゆる小学校給食の無償化を実施することとし、国の定める基準額までは国・県の負担で、基準額を超える分については市が負担することとし、保護者からの徴収はしないこととなります。

次に、中学校給食共同調理場分でございます。事業番号1「調理場備品等整備事業」は、共同調理場及び各中学校給食室の調理機器の整備・更新を行う事業でございます。増額の主な要因は、厨房調理機器等の老朽化に伴う修繕料、交換の必要のある設備等の工事、耐用年数が経過した調理機器等の購入に係る経費について増額計上しているためでございます。事業番号4「中学校給食共同調理場管理運営事業」は、共同調理場及び中学校給食室の維持管理、衛生管理及び給食食材の購入に係る事業でございます。主な増額要因は、小学校給食の賄材料費と同じ理由となりますが、市が支払う賄材料費について、物価高騰の影響を想定し増額するためでございます。なお、中学校給食費でございますが、市独自に令和8年4月分から学校給食費の保護者負担分の半額を支援することとしております。学校教育部の説明は以上でございます。

（池田直隆 教育総務部次長）次に歳入予算についてご説明いたします。歳入については、議案資料の方がご理解しやすいと存じますので、議案資料をご覧いただきたいと存じます。議案資料7ページをお願いします。資料、上段の14款、使用料及び手数料です。こちらは、小・中学校の使用料は学校敷地内に設置される電柱などに対する使用料や公民館、スポーツ施設の使用料の収入を計上しております。その下の段、15款国庫支出金です。国からの補助金、例えば、就学援助費や理科備品の整備に係る補助金を制度別に記載しております。大きな歳入として、例えば、「学校施設環境改善交付金」は、歳出予算でご説明した特別教室へのエアコン設置に係る予算に充当するものでございます。次のページをお願いします。8ページ上段は、埼玉県からの補助金となります。昨年度と大きな変化は、本表の下段に記載のある「給食費負担軽減交付金」約6億円でございますが、先ほど歳出で説明のありました小学校の給食費無償化に伴う財源として、国県からの交付金となります。次のページ9ページの下段をご覧いただきたいと存じます。「諸収入・雑入」として、その他の収入を記載しております。その中段には公会計化となった保護者からの学校給食費徴収金などを歳入として予算計上しております。10ページにお進みください。最後に「市債」を記しております。8年度は、学校施設をはじめ、公民館や図書館、社会体育施設の改修に係る大きな歳出予算を計上しておりますので、事業の資金調達を行い、計画的な執行を確保すること、そして、世代間の負担を公平にし、財政負担の平準化を図るために、その財源として、市債を充当しております。以上、歳入予算の説明でございます。

最後に、債務負担行為について、ご説明いたします。恐れ入りますが、議案書6ページをご覧いただければと存じます。債務負担行為については、12月補正の際にご説明いたしましたが、承認がなされていない予算について、事前に市議会の承認をもらうという意味合いのもので、債務負担行為を設定することによって、予算が定められていないが、将来における債務を確約するものでございます。8年度当初予算には、教育関係では、4件の事業、業務の債務負担行為の設定をしております。

1点目の学力検査業務でございます。市が実施する学力検査について、結果の経年の比較も重要な要素であることから、3か年の複数年での発注を予定しているもので、9年度及び10年度に執行する予定額を設定するものでございます。

2点目の上尾小学校の校舎等更新設計業務については、8年度及び9年度に2か年にかけての基本設計業務の発注を、3点目の大石中学校については、令和8年度から10年度にかけての3か年にかけての基本設計及び実施設計の設計委託の発注を予定しているもので、その予定額を設定しているものでございます。最後の「図書館資料等運搬業務」については、8年度に予定している本館から仮本館への図書等の移動及び、移動しきれない図書等の別の保管場所への移動、さらには、本館改修終了後の図書等を戻す移動を考慮して、その一連の動きを計画的に実施、管理する必要があることから、8年度から10年度までの期間において、複数年での業務委託の発注を予定していることから、債務負担行為を設定するものでございます。雑駁な説明でございましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(西倉剛 教育長) 議案第8号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 詳しいご説明をありがとうございました。大体はわかったのですが、2点質問させていただきます。1点目は、図書館の8番、ページで言いますと議案書の9ページの一番上のセカンドブック事業についてですが、比較増減がかなり大きいので、その理由について教えてください。

それから、2点目が、新規事業で朝の子どもの居場所運営事業について、先ほど説明にもありましたが、おそらく他の自治体も行っていると報道等で耳にしましたが、まずはもうモデル的に上尾小学校で2学期から実施されるという説明でした。なかなか学校保護者の勤務形態がまちまちですので、気になるのは、何時から受け入れをする予定でいるのか。親子での登校という条件が先程ありましたが、早朝から出勤される方もいらっしゃると思うのでその辺をお伺いしたいと思います。最初にモデル的にスタートしても、この制度はやはり市民にとってはありがたい制度だと思います。とはいえ複数の学校の児童を1校で受け入れることは、移動の関係もあって無理があると思います。そうなるとうちながら、全校に整備ということで今後広げていくようなことも見込まれますので、その辺りを、まず実際に実施してからいろいろな課題が見えてくると思いますが、現時点では受け入れ時間だけをお答えいただければと思います。以上です。

(山内正博 図書館長) セカンドブック事業の増減についてご質問いただきましたが、こちらは全小学校一年生に配布される読書パスポートの作製のための印刷製本費になります。これが2年に1回の作製をしております、令和7年度はなかったものが、来年度は実施となるため増加しているものでございます。説明は以上です。

(杉木直也 教育総務課長) 2点目の朝の居場所事業の受け入れ開始時間でございますが、他市の事例を見ておきますと、概ね7時から8時までの間に受け入れをしているという例が多くございます。上尾小学校についても、登校時間が8時から8時15分ですので、7時から8時までの間、受け入れを

する予定で考えております。

(谷島大 委員) ご説明ありがとうございました。私の方からも2点ご質問なのですが、一つは今矢野委員さんからもあった、朝の子どもの居場所運営事業のことです。今保護者とともに登校する7時から8時ぐらいに受け入れるということだったのですが、これは保護者と共に登校できて、希望する方であれば誰でも特に条件はなく受け入れて、利用者負担はないと考えてよろしいでしょうか。

(杉木直也 教育総務課長) 現時点では、特にその就労をまずしているという条件がございますが、学年による制限はございません。手数料についても現在のところ、無料として考えておりますが、やはり怪我などとかございますので、保険料を徴収している市町村がありますのでそのあたりを参考に検討してまいりたいと思います。

(谷島大 委員) もう1点、議案書の11ページ8番のところ、通学の安全対策事業について、こちらの予算が半減している状況ですが、これはこういった理由なのか教えてください。

(佐藤光敏 学校保健課長) こちらについては例年、グリーンベルトの敷設するための費用ということになっております。前年度とは場所と長さが変わったものですから、来年度についても1ヶ所を予定していますが、金額が変わっております。

(小池智司 委員) 一つだけ質問させてください。教育総務課関連の6番の小学校管理運営事業が増額になっているのはエアコンの設置ということですが、小学校の特別教室というと設置する特別教室は、どの教室を想定しているのか教えていただければと思います。

(杉木直也 教育総務課長) 特別教室のエアコンの設置でございますが、9校で31教室を予定してございます。設置する教室としては、家庭科室、理科室、生活科室、図工室などでございます。

(湯本華奈子 委員) 説明ありがとうございました。私の方からも質問させていただきたいのですが、7ページの教育総務課の小中学校コンピュータ整備事業の件ですが、今ICTツールを全児童に配布されていると思うのですが、その辺の保障ですとか不具合に関して、どのあたりまでこちらの方で予算を組んでいて、どのあたりから保護者負担というのが出てくるのか、線引きがございましたら教えていただけますか。

(杉木直也 教育総務課長) 今、子どもたちが利用しているICT端末について、故意による破損以外は全て教育総務課の方で、公費で負担としています。

(湯本華奈子 委員) ここに組み込まれているということですね。例えば不具合が多いとも聞くので、このあたりでそうなのかなというところが少し疑問だったのですが。

(杉木直也 教育総務課長) 資料で申し上げます。資料17ページ、小学校の中段あたりの需用費、一番下段の修繕の中にそういった修繕費用がございます。また、今年度のリース開始から予備機を確保してございますので、基本的に故障があった際にはすぐに予備機をお渡しして対応ができるようになっております。今までは、修理の間タイムラグが生じていたのですが、そういったことがないように

対応してまいりたいと考えております。小学校費の修繕料につきましては、500万円を計上しております。以上です。

(岩鉄由美 委員) 1点、朝の子どもの居場所運営事業について、先ほど7時から受け入れるということで、就労していることが条件であるということだったのですが、これはいつまでに申し込まなければいけないとか、申込期限を特に設けるのではなく、仕事を始めました、預けたいですとなれば、一緒に登校してすぐに受け入れが可能なのかがいかがでしょうか。

(杉木直也 教育総務課長) 実施の詳細については、まだ決定していないところでございますが、現時点では、1学期の終わりのころ6月下旬から7月上旬ぐらいから、利用者の申請受付を開始して、2学期から受け入れを開始することを想定しています。

(加藤浩章 教育総務部長) 今の話は2学期からスタートすることが前提ですが、例えばその後、冬からまた預けたいという保護者さんもいらっしゃると思います。ただ基本的には、事前に申請をいただいて、登録をしていただき、その登録していただいた方については基本的にはいつでも受け入れができます。ただその登録の仕方については、前月中旬頃までに申請いただいて、保険料を納めていただいて決定して、翌月から利用可能にするというような形を想定しております。他自治体のやり方を見ている、働いているから誰でもいいということになると、誰が来て誰が来ないのか、病気で来ないのかといったこともありますので、まずは登録申請をしていただいて、リスト等を使って整備しながら、来ているか来ていないか、欠席については、保護者からこちらの方に連絡いただいてという、そういった運用を想定しております。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第8号 令和8年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。つづきまして、「議案第9号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第9号につきましては、深井 新しい学校づくり推進室長より、説明申し上げます。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 議案書は、12ページから14ページにかけての記載となります。「議案第9号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について」でございます。最初に提案理由でございますが、議案書の14ページ下段をご覧くださいと存じます。大石南中学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模

を実現するため、附属機関として上尾市立大石南中学校再編検討協議会を設置することについて、法の規定に基づき、条例を提案することについて、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

条例のご説明の前に、再編検討協議会についてご説明したいと存じます。学校の再編につきましては、学校施設更新計画において学校規模の適正化方針を掲げており、小学校においては、全ての学年で1学級、また、中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下の状態が、5年以上継続することが見込まれた場合に、それぞれ教育的な影響の改善を図るために、地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始することを掲げております。このことに基づき、昨年度（令和6年度）からは平方北小学校に再編検討協議会を設置し、協議を進めているところでございます。

それでは、条例案のご説明に移りたいと存じますので、恐れ入りますが、ページをお戻りいただき、議案書の12ページをご覧くださいと存じます。第1条でございますが、設置の目的規定を置いております。本協議会設置の目的は、条文のとおり、大石南中学校に関する学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、上尾市立大石南中小学校再編検討協議会を設置するものでございます。第2条に、協議会が所掌する事務を規定し、1号から4号までに記載している事項について、協議するものでございます。次に第3条に組織の構成員を規定しております。12ページから13ページに掛けてでございますが、本協議会は、保護者、地域住民、校長及び教職員など、委員、22人以内をもって組織するものでございます。第4条に、委員の任期は2年以内とすることを規定するとともに、以下の条項において、会議の運営等について、他の審議会等と同様の規定を置いております。最後に附則でございます。施行期日は、令和8年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、非常勤特別職の報酬条例の一部改正を行い、協議会委員の報酬額を規定のとおり定めることとしております。そして、3項として失効規定を置いて、目的である学校規模の適正化に必要な協議を終えた日の年度末をもって条例の効力を失うこと（検討協議会を解散すること）を規定しております。なお、設置をする検討協議会でございますが、条例施行後、速やかに委員の選任に入り、第1回会議を7月頃までに開催し、8年度内には4回程度の会議を開催することを予定しているところでございます。説明は以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第9号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（岩鉄由美 委員）ご説明ありがとうございます。質問ではありませんが、学校の統廃合の問題については、保護者等が過敏に反応してくることになるので、ぜひ慎重に進めていっていただきたいと思えます。

（西倉剛 教育長）他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第9号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定に係る意見の申出について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から質疑、意見がない旨を確認～

日程第4 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) 以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

(他にご意見はございませんか。)

(西倉剛 教育長) これをもちまして、令和8年上尾市教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和8年3月24日 署名委員 小池 智司